

◎新潟県告示第155号

計量法（平成4年法律第51号）第28条の2第1項の規定により、指定定期検査機関の指定を次のとおり更新した。

令和3年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名称及び所在地  
一般社団法人 新潟県計量協会  
三条市興野1丁目13番45号
- 2 指定期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 指定区域  
計量法の規定に基づく特定市町村を除く新潟県全域
- 4 指定更新年月日  
令和3年1月29日